

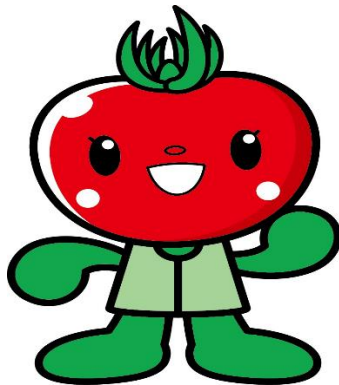
北 本 市

普通財産

建物解体撤去条件付

一般競争入札案内書

令和8年6月



北本トマトイメージキャラクター
とまちゃん

●申込受付期間 令和8年6月26日（金）～令和8年7月2日（木）

【お問合せ】

北本市役所 総務部 総務課 資産管理担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

電話 （代表）048-591-1111

（内線）2231・2232・2233

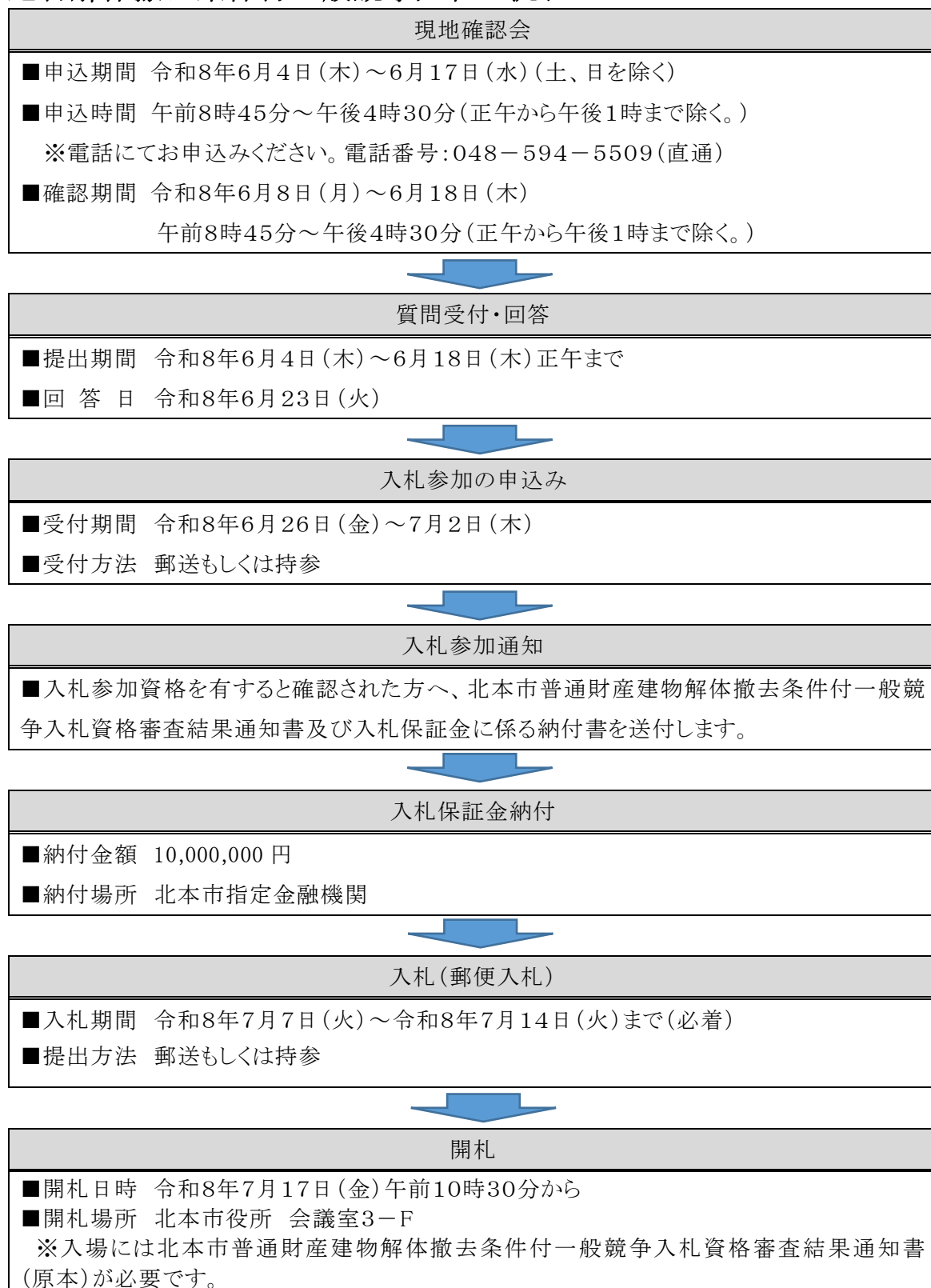
北本市ホームページでも情報提供を行っています。









<https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/somu/somu/gyomu/995/19310.html>

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 建物解体撤去条件付一般競争入札の流れ | 1 |
| 1 入札の内容 | 3 |
| 2 入札物件 | 5 |
| 3 建物等の解体及び撤去について | 5 |
| 4 アスベスト含有調査 | 7 |
| 5 入札参加資格 | 7 |
| 6 入札参加の申込み | 7 |
| 7 入札資格審査 | 9 |
| 8 質問・回答 | 9 |
| 9 現地確認会(図書閲覧含む。) | 9 |
| 10 入札保証金 | 10 |
| 11 入札 | 11 |
| 12 開札 | 14 |
| 13 契約保証金の納付 | 14 |
| 14 契約の締結 | 15 |
| 15 売買代金の納付(落札代金がプラスの場合) | 16 |
| 16 売買代金の支払(落札代金がマイナスの場合) | 16 |
| 17 所有権の移転等 | 16 |
| 18 利用制限 | 16 |
| 19 その他 | 17 |

建物解体撤去条件付一般競争入札の流れ



| 落札額がプラス(1円以上) | 落札額がマイナス(0円以下) |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建物解体撤去条件付土地売買契約 ・契約保証金の納付 25,000,000 円 <p style="text-align: center;"></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・建物解体撤去条件付き土地無償譲渡仮契約 ・契約保証金の納付 25,000,000 円 <p style="text-align: center;"></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・落札者が売買代金を納付 <p style="text-align: center;"></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市議会の議決 <p style="text-align: center;"></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有権移転登記 ・物件の引渡し <p style="text-align: center;"></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本契約(仮契約が本契約へ移行) <p style="text-align: center;"></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・落札者が解体工事 <p style="text-align: center;"></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・落札者が解体工事 <p style="text-align: center;"></p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・建物解体確認 | <ul style="list-style-type: none"> 建物解体確認後 ・市が負担金支払い ・土地所有権移転登記 ・物件の引渡し ・契約保証金の還付 |

入札説明書

1 入札の内容

- (1) 本入札は、「最低売払価格をマイナスに設定した建物解体条件付き入札」です。入札については、「入札の考え方」をご参照ください。
- (2) 本入札は、最低売払価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- (3) 本入札は、落札金額が1円以上(以下「プラス」という。)、0円以下(以下「マイナス」という。)に応じて次のとおり契約内容等が異なります。

落札金額がプラスの場合

- ・「建物解体撤去条件付土地売買契約」となります。
- ・令和8年7月27日(月)までに落札者が市に契約保証金を納付のうえ契約を締結し、その後、市が指定する期日までに落札金額を土地の売買代金として、落札者が市に一括して納付します。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当し、契約保証金は売買代金の一部として充当します。
- ・契約締結日から30日以内に落札者が売買代金を一括して納付しない場合は、市は契約を解除し、契約保証金は市に帰属します。

落札金額がマイナスの場合

- ・「建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約」となります。
- ・無償譲渡にあたっては、地方自治法第96条第1項第6号に基づく市議会の議決が必要であるため、令和8年7月27日(月)までに建物解体撤去条件付土地無償譲渡仮契約を取り交わし、議会の議決を得たときに建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約に移行します。ただし、議会の議決を得られないときは、契約は無効となります。
- ・契約保証金は建物解体撤去条件付土地無償譲渡仮契約までに落札者が市に納付します。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当します。
- ・市は落札金額に-1を乗じプラスに変換した額を負担金として、落札者に給付します。
- ・市が建物の解体撤去の完了を確認した後、落札者が負担金の請求を行い、その請求を受理して30日以内に市が落札者に給付し、契約保証金も返還します。

○落札金額がプラスとマイナスの契約内容等の整理

| 落札金額 | プラス(>0円) | マイナス(≦0円) |
|-------------------|---------------------------------|---|
| 契約名 | 建物解体撤去条件付土地売買契約 | 建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約 |
| 契約時期 (本契約) | 落札決定後 | 議会の議決を経て契約 |
| 仮契約 | なし | あり(落札決定後に締結) |
| 市議会の議決 | 不要 | 必要(議決は令和8年第三回北本市議会定例会に提案予定【令和8年9月】) |
| 売買代金 | あり (落札者が本契約時に一括納付) | なし |
| 入札保証金 | あり (契約保証金の一部に充当) | あり (契約保証金の一部に充当) |
| 契約保証金 | あり (仮契約締結までに一括納付、売買代金の一部に充当) | あり (仮契約締結までに一括納付、建物解体撤去確認後に返還) |
| 負担金の給付 | なし | あり (建物解体撤去確認後に給付。ただし、落札金額が0円の場合はなし。) |
| 所有権移転の時期 | 売買代金納付の時 | 負担金給付の時(建物解体撤去後) |
| 建物の解体撤去工事に着手可能な時期 | 所有権移転時以降 | 議決の時以降 |
| 建物解体撤去期限 | 令和9年3月15日まで | 令和9年3月15日まで |
| 違約金規定 | あり | あり |
| 買戻特約 | あり | なし |
| 引渡し of 時期 | 土地所有権移転の時 | 土地所有権移転の時 |

2 入札物件

| 物件番号 土地08-01 | | | | | |
|-----------------------|-----|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 所在地番 (北本市) | 地目 | 公簿面積 (㎡) | 最低売払価格 (円) | 入札保証金 (円) | 契約保証金 (円) |
| 宮内一丁目 119番2 | 山林 | 793 | - 329,913,344 | 10,000,000 | 25,000,000 |
| 宮内一丁目 120番 | 宅地 | 2,309.21 | | | |
| 宮内一丁目 121番2 | 雑種地 | 355 | | | |
| 解体撤去が条件となる建物 | | | | | |
| 名称 | | 構造等 | | 延床面積 (㎡) | 竣工 |
| 旧勤労福祉センター、 旧保健センター | | 鉄筋コンクリート造 3階建 | | 2,198.33 | 昭和 54 年 |

※ 詳細は別添の物件調書をご確認ください。

※ 最低売払価格は、土地の評価額から、建物解体撤去費用を控除した額で設定しており、価格の算定にあたり建物の価格は考慮しておりません。

※ 売却物件内に存する建物等については、未登記のため所有権の移転登記は行いません。

3 建物等の解体及び撤去について

- (1) 「2 入札物件」で記した解体撤去が条件となる建物及び工作物等(以下「建物等」という。)を本契約締結の日から令和9年3月15日までに落札者の責任において、解体撤去を行うものとします。これに要する一切の費用は落札者の負担とします。
- (2) 建物等の範囲は、本件土地の地表以上に存する建築物等及びその地下埋設物とし、建築物等に付帯する設備及び建物内の備品等も含まれるものとします。また、北本市宮内1-119-1に設置してある単管柵も解体するものとします。ただし、別に指定するものは除きます。また、整地まですることとします。

【建物等の解体撤去の条件】

物件番号 土地08-01

- ・建物等を解体撤去(アスベスト除去含む。)すること。
- ・解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとし、アスファルト舗装等は撤去すること。
- ・敷地内及び建物内に残存する設備、備品、工作物、植栽等は全て撤去すること。
- ・自転車置場、看板、地中埋設管類、樹木(伐根含む。)、街灯、塀、フェンス及びその他工作物等を撤去すること。ただし、電柱(小杉支13、小杉支14、小杉支左5/10、小杉支左6/10)、及び電柱に付属してある一時停止の道路標識は除く。

- (3) 建物解体撤去条件付土地売買契約の場合は引渡しの日から、建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約の場合は本契約締結の日(議会の議決後)から、解体撤去完了の日までは、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等を管理してください。
- (4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に市へ報告が必要です。また、解体撤去が完了したときは、市に完了報告書(この完了報告書には工事前・中・後の写真及び地中埋設物(杭や浄化槽等)の撤去報告等を含む。)を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行います。
- (5) 落札者は、建物等の解体撤去に際し、近隣住民等に丁寧な対応を心掛け、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策、振動対策等、十分な対策の上で実施してください。
- (6) 落札者は、建物等の解体撤去にあたっては、近隣住民等や車両の妨げにならないよう十分な安全対策を講じるとともに、迷惑をかけることのないよう配慮してください。
- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理してください。
- (9) 落札者は、建物等の解体の方法及び解体に伴う処分に関して、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他の関係法令を遵守のうえ適正な方法により作業を実施してください。

4 アスベスト含有調査

事前にアスベスト含有調査を実施しております。結果については、アスベスト分析報告書を参照してください。

※ アスベストの除去作業は、関係法令を遵守し、かつ、除去作業時のレベルに応じ適切な区画を設置し、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(厚生労働省、環境省)」を遵守し処理してください。

5 入札参加資格

入札には、日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人及び法人が参加することができます。ただし、次のいずれかに該当する者は、当該入札に参加することができません。また、入札参加資格を確認するため、市が必要な場合には、関係機関に照会します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後3年以内において市長が定める期間を経過しない者
- (3) 北本市暴力団排除条例(平成24年条例第28号)第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条又は第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 市税等の滞納者
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定された市の公有財産に関する事務に従事する北本市職員
- (8) その他、市が契約の相手方として不相当と判断した者

6 入札参加の申込み

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。入札参加を希望する者は、次により申込みを行ってください。ファクシミリ、電子メール等では受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月2日(木)まで

(2) 提出期限

ア 郵送の場合

受付時間: 令和8年7月2日(木) 午後4時30分までに必着

送付先: 〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

北本市総務部総務課 資産管理担当 宛

※不着などのトラブルを防止するため、書留など確実な方法で送付してください。

イ 持参の場合

受付時間: 午前8時45分から午後4時30分まで

※日曜日及び土曜日並びに平日正午から午後1時までを除きます。

提出先: 北本市役所2階 総務部総務課窓口

(3) 提出書類(持参していただくもの)

ア 北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 委任状(様式第3号)(代理人により入札する場合)

エ 入札代表者届出書(共有で入札参加の申込みをする場合)

オ 印鑑登録証明書(個人の場合)又は印鑑証明書(法人の場合)

カ 住民票の写し(個人の場合)又は全部事項証明書(法人の場合)

キ 居住及び署名証明書(日本国内に居住する外国人の場合)

ク 申請事業所の所在地に関わらず、北本市内に事業所(本店、支店、営業所等)がある場合は北本市発行の納税証明書及び納税証明書「その3の3」(法人の場合)又は申請者の住所が北本市内にある場合は納税証明書及び納税証明書「その3の2」(個人の場合)

ケ 土地利用計画書

※ 上記オからクまでについては、入札申込み前3か月以内に発行されたものに限ります。

(4) 留意事項

ア 所有権移転登記の際に共有を希望する場合は、2者以上の連名により申し込んでください。この場合、提出書類は共有者全員分の提出が必要です。

イ 申込みの取下げは、申込受付期間内に限り行うことができます。

ウ 提出書類の返却はいたしません。

エ 契約及び所有権移転登記は、申込者に記載された名義で行います。

オ 契約者(落札者)の情報について、公開請求があった場合には、北本市情報公開条例(平成3年北本市条例第41号)に基づき公開されます。

7 入札資格審査

- (1) 入札参加申込受付後、申込者の入札資格の有無について審査を行います。
- (2) 審査後、申込者に対して、北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札資格審査結果通知書により、資格の確認が完了した旨を通知します。併せて、有資格者には入札保証金に係る納付書、入札書及び記入例、入札書用封筒及び入札関係書類送付用封筒を送付します。

8 質問・回答

物件に関する質問を以下のとおり受け付けます。北本市ホームページの本入札案内書掲載箇所に掲載する質問書の様式を使用し、電子メールで提出してください。

また、質問及び回答の内容は、本案内に関するものとします。(入札の参加を検討しない者からの質問、本案内に関係しないもの及び単なる意見表明と解されるものには回答しません。)

- (1) 質問書提出期間

令和8年6月18日(木)正午まで

- (2) 質問書提出先

電子メール: a22020@city.kitamoto.lg.jp

※ 「質問書」を提出した際は必ず電話にて受信確認を行ってください。この電話連絡がないものについては、回答しません。

連絡先: 北本市総務部総務課資産管理担当

電話番号: 048-594-5509(直通)

- (3) 質問への回答

令和8年6月23日(火)15時までに北本市ホームページに掲載します。

なお、回答に特別時間を要する場合は、その旨ホームページへ掲載し、後日回答します。

9 現地確認会(図書閲覧含む。)

次のとおり、現地確認会(図書閲覧含む。)を行います。

別添物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必要に応じて現地確認会等により調査・確認を行ってください。

現地確認会(図書閲覧含む。)については、職員の立会いのもとで行いますので、

事前に申込みをしてください。

(1) 申込受付

ア 受付期間

令和8年6月4日(木)から令和8年6月17日(水)まで

※ 日曜日及び土曜日並びに平日正午から午後1時までを除きます。

イ 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで

(2) 現地確認会日時

令和8年6月8日(月)から令和8年6月18日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)のうち、市が指定する日時

(3) 申込方法

電話にて申込みをしてください。

連絡先:北本市総務部総務課資産管理担当

電話番号:048-594-5509(直通)

(4) 集合場所

北本市宮内1-120の建物南東側入口(旧勤労福祉センター正面玄関)前となります。

(5) その他

ア 図書閲覧のみ希望の場合でも、現地で実施します。

※北本市役所では実施しません。

イ 質疑応答時間はありません。

ウ 参加者は1者(複数人での共有もしくは共同事業体での申込みは全体を1事業者とする。)3名までとさせていただきます。

エ 現地確認会(図書閲覧含む。)は1者(複数人での共有もしくは共同事業体での申込みは全体を1事業者とする。)につき60分以内とさせていただきます。

オ 現地確認会に参加されなくても入札には参加できますが、この入札に関する全ての事項を了知されているものとみなします。

10 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

ア 入札参加者は、北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札資格審査結果通知書を受領後に、入札保証金 10,000,000 円を納付しなければなりません。

イ 北本市から送付された納付書を使用して入札保証金を納付してください。

ウ 入札保証金の分割納付はできません。

エ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収書印を押印した入札保証金領収証書が返却されます。入札保証金領収証書は入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

オ 入札保証金の納付にかかる手数料は、入札参加者の負担となります。

(2) 入札保証金の返還

ア 入札保証金は、落札者については契約締結後に、それ以外の者については落札者決定後に返還します。入札時に提出された入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書により指定された口座へ振込を行います。なお、返還には4週間程度かかります。

イ 落札者が指定期間内に契約締結を行わない場合は、落札者に入札保証金は返還せず市に帰属することとなります。

ウ 返還する入札保証金には、利息を付しません。

エ 返還した入札保証金を受け取った後、市へ領収書を提出してください。

11 入札

本入札は郵便等入札であり、入札は郵送もしくは持参のみ受け付けます。

(1) 入札期間

令和8年7月7日(火)から令和8年7月14日(火)まで【必着】

※郵送の場合は、入札書等の書類を必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※上記以外の郵送方法(普通郵便、メール便等)により提出された入札は無効となります。

※期間内に入札書等の必要書類が到着しない場合、入札は無効となりますので、余裕をもって郵送してください。

※郵送に関する経費は、入札参加者の負担となります。

(2) 提出書類

ア 入札書(入札書用封筒に入れ、封かん(糊付け)し、封印(封筒の全ての継目への割印)、件名及び差出人記載)

イ 入札保証金領収証書(金融機関の領収印のあるもの)の写し

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書

エ 委任状(代理人が入札するとき。入札参加申込時に提出している場合は再提出不要)

※ 上記アからエまでの書類を入札関係書類送付用封筒に入れ、提出してください。

(3) 提出先

ア 郵送の場合

送付先: 〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

北本市総務部総務課 資産管理担当 宛

イ 持参の場合

受付時間: 午前8時45分から午後4時30分まで

※日曜日及び土曜日並びに平日正午から午後1時までを除きます。

提出先: 北本市役所2階 総務部総務課窓口

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札参加申込者本人(代表者)が入札する場合は、北本市普通財産建物解体撤去条件付一般競争入札資格審査結果通知書に同封する所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑(実印に限る)を必ず押印してください。

イ 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者(委任状)の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑(代理人が委任状に押印した印鑑に限る。)を必ず押印してください。

ウ 入札書への金額の記入は、算用数字(0, 1, 2, 3……)の字体を使用してください。

なお、マイナスの場合は、入札価格の前に「-」を記入してください。

(例) マイナス 100 万円の場合: -1,000,000 円

エ 入札において使用する通貨単位は、日本国通貨(円)に限ります。

オ 入札書の金額訂正はできません。

カ 金額以外の訂正、挿入、削除した箇所には入札者の印(代理人の場合は代理人の印)を押してください。

キ 入札金額がマイナスの場合、入札書に記載された金額を市が負担することとなります。

(5) 入札書の封入方法等

ア 入札用封筒には、入札書のみを入れて封かん(糊付け)し、封印(封筒の全ての継目への割印)をしてください。封印には、実印(代理人が入札する場合は代理人の印鑑)を使用し、封印(封筒全ての継目への割印)をしてください。

イ 入札用封筒には入札者名を記載してください。

ウ 入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札用封筒及び入札保証金領収証書(金融機関の領収印のあるもの)の写し、入札保証金返還請求書兼口座振込依頼書、委任状(代理人が入札するとき。入札参加申込時

に提出している場合は再提出不要)を入れて、必ず一般書留又は簡易書留で郵送もしくは持参してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札の実施に当たっては、1者以上の参加をもって執行します。
- イ 入札回数は1回とします。
- ウ 入札を辞退する場合、入札辞退届が必要です。
- エ 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更、又は取消しすることができません。
- オ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(7) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札者又は代理人の押印のない入札書による入札
- イ 金額を訂正した入札書による入札
- ウ 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に入札者又は代理人の押印のない入札書による入札
- エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- オ 入札に参加する資格のない者がした入札
- カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- キ 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- ク 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ケ 他人の代理を兼ねた者がした入札
- コ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした者がした入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ 入札について不正行為があった入札
- ス 入札価格が最低売払価格に達していない入札
- セ 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- ソ 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- タ 封かんがされていない入札書用封筒による入札
- チ 入札期間外に提出(到着)された入札
- ツ 郵送方法が一般書留又は簡易書留でない入札
- テ 入札書用封筒に件名又は差出人の記載がない入札

- ト 入札書用封筒に記載された入札者名が誤っている入札
- ナ 誓約書を提出していない者がした入札
- ニ 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

12 開札

(1) 開札の日時

令和8年7月17日(金) 午前10時30分から

(2) 会場

北本市役所 会議室3-F

(3) 開札の立会等

ア 入札者等関係者は、1者につき1名開札に立ち会うことができます。この場合、北本市普通財産一般競争入札資格審査結果通知書(原本)が必要となりますので、必ず持参してください。

イ 立会の希望の入札者等関係者は、前日までに下記へ電話にて申込みをしてください。なお、当日の立会の受付は、開札日の午前10時から午前10時20分までとなります。

連絡先:北本市総務部総務課資産管理担当

電話番号:048-594-5509(直通)

ウ 入札者等関係者の立会がない場合は、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会います。

(4) 落札者決定の方法

ア 市が定める最低売払価格以上の価格で入札した者のうち、最高価格により入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同一価格の入札をした者が2人以上いる場合は、該当者によるくじ引きにより落札者を決定します。関係者が開札に立ち会う場合は、当該関係者もくじを引くことができるものとします。

ウ イにおいて、入札者等関係者が開札の場にはいない場合、また、くじを引かない者がいる場合は、入札事務に関係のない市職員に代わりにくじを引かせます。この場合、異議を申し立てることはできません。

エ 開札の際には、入札者全員の氏名(法人の場合は名称)及び入札金額を読み上げます。

オ 本件の入札においては、最低売払価格を事前に公表していますので、開札の結果、落札者がいない場合であっても、再度入札は行いません。

13 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、契約保証金 25,000,000 円を納付しなければなりません。
- (2) 落札者決定後、北本市が発行する納付書を使用し、建物解体撤去条件付土地売買契約もしくは建物解体撤去条件付土地無償譲渡仮契約を締結するまでに納付してください。
- (3) 納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができます。また、建物解体撤去条件付土地売買契約の場合、契約保証金は、売買代金に充当します。

なお、建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約の場合は、建物解体撤去完了を確認したのち、契約保証金を返還します。この際、利息は付きません。

また、返還した契約保証金を受領した後、領収書を提出してください。
- (4) 契約保証金の分割納付はできません。
- (5) 入札保証金の納付にかかる手数料は、落札者の負担となります。

14 契約の締結

- (1) 開札が終了した後に、落札者に対して契約手続きについての説明を行います。

落札者又はその代理人は、必ず契約手続きについての説明を受けてください。
- (2) 契約の締結は、令和8年7月27日(月)までに行います。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、令和8年7月27日(月)までに仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行します。
- (3) 落札者は令和8年7月27日(月)までに契約の締結をしない場合には、当該落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。
- (4) 事前に契約書案の内容を十分にご確認ください。
- (5) 案に基づき北本市で契約書を2部作成してお渡ししますので、契約者印を押印の上、返付してください。返付する2部のうち1部については、印紙税法の規定に基づき、収入印紙を貼付してください。
- (6) 返付された契約書は、北本市長印を押印の上、収入印紙の貼付があるものは北本市で保管し、貼付がないものは落札者へお渡ししますので保管してください。
- (7) 契約名義は、落札者の名義となります。共有による場合は、共有者全員の名義となります。
- (8) 落札者が期限までに契約を締結しない場合、当該落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなりますので、ご注意ください。
- (9) 契約書に貼付する収入印紙のほか、契約の締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

15 売買代金の納付(落札代金がプラスの場合)

建物解体撤去条件付土地売買契約の場合は次のとおりです。

- (1) 契約締結後に納付書をお渡ししますので、市が別に指定する期日までに売買代金を納付してください。
- (2) 既に納付済みの契約保証金の全額を売買代金の一部に充当することとなりますので、売買代金から契約保証金の額を減じた額を納付してください。
- (3) 売買代金の分割納付はできません。

16 売買代金の支払(落札代金がマイナスの場合)

建物解体撤去条件付土地無償譲渡契約の場合は次のとおりです。

- (1) 北本市は、落札金額に「－(マイナス)1」を乗じ、プラスに変換した額を、負担金として建物解体撤去完了を確認した後に支払います。
- (2) 落札者は、市の建物解体撤去完了の確認をしたのちに負担金の請求をしてください。北本市は請求を受け取ったのち、30日以内に支払います。その際、契約保証金についても返還します。

17 所有権の移転等

- (1) 建物等の解体撤去が確認されるまでは、第三者に物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができません。
- (2) 所有権の移転登記は北本市が行い、登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (3) 所有権の移転登記の名義は、契約締結者名義となります。
- (4) 物件の取得に伴う不動産取得税等の公租公課は、落札者の負担となります。

18 利用制限

- (1) 落札者は、本物件を利用するにあたって、本契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはなりません。
 - ア 入札参加の申込時に提出する土地利用計画書に記載した用途とは異なる用途(ただし、やむを得ない事情により、事前に書面を申請し、市の承認を得た場合は除く。)
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号、第3条並びに第4条に定める者が使用するための施設の用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条若しくは第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体が使用するための施設

オ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

カ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、(1)の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。
- (3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければなりません。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければなりません。

19 その他

- (1) 物件は現状有姿での引渡しとなりますので、実際に現地をご覧になり、公告、入札案内書、物件調書等に記載のない事項についてもご自身でご確認し、都市計画法や建築基準法等の法令に基づく規制や売払い条件等を十分にご理解の上、お申込みください。
- (2) 土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行っていません。
- (3) 各供給処理施設(電気、上下水道、ガス等)の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- (4) 開発等(建築を含む。)に当たっては、関係各機関に照会され、ご自身が納得されたうえで入札にご参加ください。
- (5) 物件の引渡し後の土地利用及び越境等に関して、隣接土地所有者、周辺住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (6) 本案内書に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。